

議 事 録

会 議 名	平成20年度第2回寒川町まちづくり推進会議		
日 時	平成20年11月27日(木)午後1時30分～4時00分	開催形態	公開
場 所	寒川町民センター3階講義室		
出 席 者	<p>委員：西川委員、大庭委員、中沢委員、森澤委員、市本委員、各務委員、石黒委員、木立委員、斉藤委員、木村委員、金子委員、佐藤委員、柳川委員、小林委員、村松(-)委員、磯崎委員</p> <p>事務局：入澤参事兼町民課長、池田主査、宮崎主任主事</p> <p>(欠席者：栗原委員、村松(正)委員、清田委員、古尾谷委員)</p> <p>※傍聴人0名</p>		
議 題	<p>1 会議公開、パブリックコメント手続に関する規則(素案)その2について</p> <p>2 会議公開、パブリックコメント手続に関する規則の制定スケジュール</p> <p>3 推進会議の付帯意見書の添付について</p>		
決定事項	<p>1 ○会議公開に関する規則(素案)その2については、公開の定義を追加するなど修正後の内容により全員賛成で承認。</p> <p>○パブリックコメント手続に関する規則(素案)その2については、第3条の一部を別途資料で示した内容と差し替えた形での素案として、全員賛成により承認。</p> <p>2 案を3つ提示した中で、パターン2のスケジュールを基本に今後事務を進めていくことについて、全員賛成で承認。</p> <p>3 一部語句を修正し、全員賛成で承認。議題1で承認された案を付帯意見書とともに、町長へ提出することとする。</p> <p>※ 議事録署名委員の指名 ⇒ 木立委員、斉藤委員</p>		
議 事	<p><b>1 会議公開、パブリックコメント手続に関する規則(素案)その2について</b></p> <p>(森澤会長) まず、審議会等の会議の公開に関する規則素案その2から進めていきたい。</p> <p>(宮崎主任主事) 【資料番号1について説明】 前回素案について諮ったときは、資料番号1-1と1-2に分けていたが、前回は指摘の内容について修正していく中で、一つにしてそれを読めばすべてが書いてある方がわかりやすいと考え一本化した。非公開の会議もプライバシーに配慮した形での議事録公開を検討してはということと、政策会議についても結果を公開することについて検討してみてもはということと、そこを加えた内容になっている。太字の部分が、一体化の都合上変更したり、全体を見通す中で修正したところ。また、今回は様式も加えた。</p> <p>(西川委員) 第2条の結果の公表は、この庁議の記録と同じものなのか。</p> <p>(宮崎主任主事) 議事録の写しと政策会議の資料を公表するということを定めている。</p> <p>(磯崎委員) ちょっと確認したい。第1条に「公開することにより」とあり、第3条に「審議会等の会議は公開とする」とあるが、公開の定義のようなものは必要ないかどうか。文書の公開ではないということを確認するために、ここで「公開とする」といったときにどういうことをするのかというのが、ちょっとわからないというの</p>		

はあると思うので、何か考えがあったらお聞かせ願いたい。それから第8条の議事録公開、第3項で役場だけでなく公民館等にも5年間備え置くということだが、実務的に対応可能かどうか。

(入澤課長) 定義については十分な検討をしていなかったもので、ご指摘のように公開そのものの定義が必要だと考える。議事録の公開については、確かにもれなくというのも大変だが、バインダー等に綴じて簡易な形で保存できるよう考えている。一年間の議事録がどのくらいのボリュームなのかによるが、バインダー等で綴じ込めば一定量は保管できると推測している。

(森澤会長) 公開の定義については、解説で「自治基本条例第15条に規定する会議の公開に関して必要な事項を定めた」ということなので、それに即して考えれば、自治基本条例でいう町民には、開催された会議についてはその場に行って傍聴できるというのが、公開ではないかという気はする。

(中沢委員) 第5条で「原則として開催日の2週間前までにあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に・・・」とあり、第3項に、第1項ただし書きの規定により事前公表しなかった場合は、事後においてその理由を公表する、と書いてある。会議を開催する以上は2週間なくとも事前にわかっているわけで、1週間前でも公表したらどうか。悪意を持ってやると2週間以内に開催を決めれば公表しなくていいということになる。

(宮崎主任主事) 2週間前までに公表できなかつたらもう公表しなくていいという解釈ではなく、原則として最低でも2週間前には公表しておきなさいということで、1週間前に開催が決まっても、周知できる方法で周知するというのは当然。例えば、災害対応等で明日にも開催しなければならないときは、事後においてその旨を公表しなさいということで、1週間でも5日前でも、公表できる場合は公表する、そういう解釈。

(中沢委員) 立法者の意思はそうかもしれないけれども、そう読み取れるのか。私は解釈を悪用される恐れが多分にあると思う。

(各務委員) 私は、2週間前までに決まっていない会議というのは、例えば防災会議のようなものしか該当しないだろうと考えた。他は事前に1ヶ月前とか2週間前に連絡が行ってるわけで、当然急速開催するというのは、そうはない。この規定があったから悪用とか、公表できないというのはあり得ないと思う。

(中沢委員) 現実問題として、今まで審議会等が開催されて、それがキチッと広報やホームページで公表されているのか、疑問を持っている。聞かれたら言うなんてところもあるが、やるかどうかわからないのに聞くわけがない。

(森澤会長) 我々もそうだが事前に開催の案内をもらうが、それは開催のかなり前だと思う。それを事後に公表したということになれば、この規定に則していないことは調べればわかってしまうこと。

(中沢委員) 規定が一人歩きして、2週間前に決まらなければ言わなくていいと言われ

ることを心配している。

(石黒委員) そんな早急に会議をやることはない、2週間前や3週間前には必ず通知があるから。

(齊藤委員) こういう表現だと「あらかじめ公表するものとする」というところのニュアンスが、できなかつたらしょうがないというふうにも解釈できる。

(磯崎委員) ただし書きの場合、ただし書きがどの部分を打ち消しているかによるが、「2週間前」を打ち消しているのだと、今のような疑問が生じる。「あらかじめ公表する」を打ち消していると考え、あらかじめ公表しなくてもいいということが、ただし書きの内容。ただし書きの後を「緊急に審議会等の会議が開催され、事前の公表ができないときは、」としてはどうか。事前の公表は大原則で、それは2週間前でも1週間前でもやる、その「事前公表ができないときは」と入れることで、事前公表はできる限りやるべきだということがわかる。解説にも入れておいていいかもしれない。条文とともに解説にも明記しておいた方が、より丁寧だと思う。

(中沢委員) 結構だと思う。あまり精緻な解釈はできない。作ったときはいいが、解説なんかはどこかへ行ってしまい、2週間前に公表できないときはしなくていいという解釈がまかり通るのではないかと心配している。

(佐藤委員) 緊急を要する会議が何か記載されていれば、わかりやすいとは思。基本的にそんなには抵触しないのかなという感じはしているが、条文に対して短絡的にそう捉えやすいというものは、変更した方がいいかもしれない。先ほど磯崎委員が提案されたように改正されればわかりやすいと思う。

(森澤会長) では第5条については、最後のただし書きの部分「事前の公表ができないときは、この限りでない。」という修正をしたいと思う。よろしいか。

～特に異議なし～

(森澤会長) では、それ以外の部分でご意見を頂戴したい。

(西川委員) 第5条の解説だが、「直ちに」と「速やかに」と「できる限り早く」とあるが、4ページの一番上は「速やかに」に直したほうがいいのではないかと。それから8行目の「できる限り早く」は「遅滞なく」としたほうが、解説としては妥当ではないか。

(森澤会長) これは言葉を選んだ理由など何かあるか。

(宮崎主任主事) 1行目の「直ちに」は、言われてみるとそのとおりにかなという感じもする。「できる限り早く」は、この解説部分をパブリックコメントなどで住民の方にも見ていただくことを考えると、あまり堅苦しい言葉ではないほうがいいのかなと考え、この表現にした。

(小林委員) 「直ちに」のほうは「速やかに」にしたほうがいいかなと思う。「できる限り早く」のほうは「できる限り」で私たちにもわかりやすく、その前に「原稿締切日との兼ね合いから」とあるので、このほうがわかりやすいと思う。

(森澤会長) 「遅滞なく」という表現に変えると「原稿締切日との兼ね合い」があつて

も「遅滞なく」となるので、つながらなくなってしまう気がする。「直ちに」を「速やかに」に変更する件は、これは変更するというだけでよいか。それでは、この「できる限り早く」についてはいかがか。

(村松(一)委員) 前の「原稿締切日」というのが問題になると思う。ホームページに関しては「速やかに」とか「直ちに」といった表現でいいと思うが、こちらは「原稿締切日との兼ね合いから」というがあるので、「できる限り早く」という表現が一番マッチするのではないかと思う。

(木立委員) 私も「できる限り早く」が適切かと思う。

(森澤会長) それでは4ページの1行目は「速やかに」に変更修正し、下から5行目「原稿締切日との兼ね合いからできる限り早く」というのは、このままの表現でよいか。

～特に異議なし～

(森澤委員) それでは、それ以外の部分で何かあるか。

(西川委員) 第6条の3だが、「傍聴の申込方法は当日受付とし」とあるが、当日としているのは開催を直前に知った傍聴希望者にも傍聴機会を保障しようという趣旨だと思うので、本文は「当日受付まで可とし」としたほうが、解説文と一致するのではないか。この文では、当日でないといけないと解釈をしたので、そこを審議していただきたい。

(市本委員) 解説なので、町民のいろいろな年代の人に理解していただく意味では、言葉はできるだけ柔らかく表現してあったほうがいいと思う。

(森澤会長) それは全体の解説文についてということでもいいか。

(市本委員) はい、全体として。

(西川委員) 私は「当日受付まで可とし」、平たく言うと当日までの受付ならOKと、当日でもいいし前でもいいと。

(森澤会長) 事前に受付ができるということではない。これは、当日の受付にするということで前回の推進会議で議論をして、当日受付が多かった場合は抽選にするということで決定した。

(西川委員) 当日しか受付ないのか。それはむしろ傍聴機会を阻害する。

(村松(一)委員) 傍聴する人は当日来る。

(佐藤委員) 事前に希望しても当日来られない場合、席を用意しておいても無駄になってしまう。

(森澤会長) 当日そこに来ていただいた方に可能な限り傍聴していただく、実際に足を運んでいただいた方に、多すぎて帰っていただく場合もあるかもしれないが、その方を優先するということ。

(西川委員) そうするとEメールの申込も当日しかダメなのか。

(森澤会長) 当日その会場に来て、傍聴の意思を示して、例えば10人の定員に12人が来た場合は、抽選して2人には申し訳ないがお帰りいただく。

(西川委員) だから先に申込んでおいてもダメと言うことか。

(森澤会長) 事前申込だと、先ほど佐藤委員が言われたように、例えば予約みたいな形になって、そこへ来られなかった場合、その席が空いてしまう。今の時点では、傍聴の意思を持った方に傍聴していただくには、この形がベストだということ。

(磯崎委員) 「原則として」とか入れてはどうか。仮に人数が多い場合に席を余計に設けるとか、事前に把握することのメリットもあろうかと思うのと、ホームページやFAXなどは、申し込むのに事務的な手間もかからないので、例外的に事前に調整しようという事務局、審議会等があったら、それも認めるというのはどうか。「傍聴の申込方法は、原則として当日受付とし」という感じではどうか。

(佐藤委員) 事前申込ができるとなると、当日傍聴者が殺到したときに優先的に事前申込者が席を用意されるのかと勘違いする心配がある。そうすると同じ人ばかりが、関心があるところに傍聴を申し込む。それが傍聴機会を増やすことにつながるかどうか、それはわからない。

(木立委員) 例えば、通常は当日受付で認識している方が、例外で違った方法を使ったときに、周知徹底されていればいいが、実際はそうでなかった例外があると混乱を招くことにつながるなどデメリットも出てくるのではないか。

(大庭委員) 私はもとの案のとおりでいいと思う。

(各務委員) 事前に申込んで抽選までしてはじき出されたのに、当日は当たった人が都合が悪くて傍聴できない、そういうことを避けるために、当日空いている人だったら、その日に行って抽選するのならいい、そういう人たちを保障しようという話だったと思う。それでこういう形にした。いろいろな意見が後から出てくると思うが、議論を蒸し返さないほうがいいと思う。

(森澤会長) 前回、時間を割いて議論して決定したので、ここについてはこのままの形にしたいと思う。では、他の部分について何かあるか。ないようなら、公開の定義について磯崎委員から出されて、それについての取扱いがまだ決まっていない。磯崎委員のほうで、何かその辺についてあるか。

(磯崎委員) 事務局のほうで検討して、あったほうがいいということならお任せするということではどうかと思う。どちらにしても中身を明確にするということで、やり方を変えるわけではないので。

(佐藤委員) 公開とはという定義を表現しておいたほうがやりやすい、あったほうがいいだろう。

(入澤課長) 定義をどこに入れるか、目的の中に公開の定義を含めて述べていくのか、その辺の構成を伺いながら新たな案を出していくのか。時間の関係もあるので、みなさんにどうぞ了解をいただくか。

(森澤会長) 公開というのは傍聴を可能にする、どなたでも自治基本条例に則して会議の傍聴を可能にするということ。

(村松(一)委員) 本日中に審議したいということならば、時間をとってもらって、公開の定義というのもこの場で作ってもらって、みなさんに審議してもらったほうがいい

いと思う。

(森澤会長) では5分間時間をいただき、その文言を加えた中で最終的にみなさんにご意見をいただき、審議させていただきたい。暫時休憩とする。

～5分間休憩、その間に文案調整～

(森澤会長) では、公開という文言の定義について、第3条に第2項を付けて「前項の公開は、町民に会議傍聴の機会を保障することにより行う。」ということで表現してはと思うが、いかがか。

～特に異議なし～

(西川委員) 資料1全体について、今いいか。6ページの解説、下から6行目に「できるだけ速やかに」とあり、本文の第2項は「議事録の確定は、審議会等において速やかに」とある。解説の「できるだけ」はとったほうがいいのではないか。

(宮崎主任主事) 条文に「できるだけ」というのはおかしいと思入れなかった。解説のほうは、よりわかりやすい表現という意味で「できるだけ」を加えた。

(木立委員) 私は問題ないと思う。

(木村委員) 私もこれでいいと思うが。

(中沢委員) 「できるだけ速やかに」ってどのくらいなのか。実際に前回の会議録がメールで送られてきたのは、そんなに「できるだけ速やかに」じゃなかった気がするが。まあ、ここはどちらでもいいと思う。

(森澤会長) 「速やかに」やりましたと言うのは、その人の相対的な時間なので、そこを追求していくと開催からいつまでということが必要になってきてしまう。

(村松(一)委員) 具体的に、例えば5日後とか言わない限り、どんな文言を使っても同じだと思う。だから、このままでいいのではないか。

(木立委員) 各団体によって開催間隔は違うと思う。極端な話、1週間後にあるとか、そういう場合間に合わない可能性が出てきたり、年3回くらいだと次回まで何ヶ月の間でいいのかという話も出てくる。

(磯崎委員) なるべく早いほうがいいと思うが、期日を決めるのは厳しいかなと思う。委員が確認しないとダメなので、その意味で確定的に決めるのはちょっと難しい。

(佐藤委員) 確認するというのは、どのぐらいの早さなのか。

(宮崎主任主事) 今の素案では、指名された署名委員に確認していただくことしか想定していない。例えば、署名委員を2～3人指名してその人だけの確認でいいなら、その人にメールや郵送、直接持参などして確認してもらい、修正はいつまでという話をすればいいと思う。どれくらい期間が必要かは、会議のボリュームや事務局が抱える業務量など、そういったもので当然変わってくると思う。

(森澤会長) 現実的に何日間で作れということは、私たちの中でちょっと決めかねる状態だし、「できるだけ速やかに」ということでいいのではないかと思う。

(佐藤委員) 次回会議開催までなんていうと半年先とかになってしまう。いつまでにやるのがタイムリー性があるのか。傍聴機会を増やす、保障するということを目的と

するなら早いほうがいいに決まっている。

(森澤会長) ただ、正確性のために一回確認する作業も大事で、ボリュームも違うのであれば、ここで日にちを限定するわけにはいかない気がする。

(大庭委員) これでいいと思うが。あまり時間をかけて議論する内容じゃないと思う。

(森澤会長) 「できるだけ速やかに」という、このままでという話が多いように思う。他には。

(斉藤委員) 第9条だが、町の場合は組織が変わる可能性があるので、具体的に「町民課長」とするのではなく「主管課」とか、その都度変えなくていい表現にしたほうがいい。

(入澤課長) 「所管課長」に変更ということで。

(森澤会長) では、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則素案2について、修正がだいぶ加わったが、他に意見等なければ審議をさせていただきたいと思うが、いかがか。

～異議なしの声～

※採決の結果、全員賛成で修正後の素案を承認

(森澤会長) 引き続き、パブリックコメント手続に関する規則素案その2について、事務局から説明を。

(宮崎主任主事) 資料番号2について説明の後、別途資料について提案させていただきたい。【資料番号2について説明】 前回示した資料番号2-1と2-2を一つに合わせた。前回は、実施機関という表現を使って、この規則に基づいて庁内の執行機関すべてが対象となる形で作っていたが、確認した結果、規則は各執行機関で定めるということになった。それを前提とした記述に変更した。先ほどの会議公開もそうだが、これに準じたものを教育委員会等でも作って、執行することになる。別途資料の提案は、第3条の第6号と第7号について、事務局としても事前資料として出す段階では定義の仕方が弱いと感じていたが、うまい表現がなかった。その後検討した中で、別途資料に示すような形で具体的な条文として入れた方がいいと考え、修正提案するもの。第6号は、主に町が主体的に行う公共施設整備や市街地開発事業に関する計画を策定したり、それを改廃するときには町民意見を聴こうというもの。建物の部分と面整備の部分をおさえることができると思う。第7号は、多額の財政負担を伴うような事業を展開していく際に、町民意見を聴取すべきと考え提案するもの。

(森澤会長) 全体を通じて意見等を頂戴したい。

(磯崎委員) 第4条第3項、パブコメを実施しない場合の理由の掲示場所が9つ書いてある。それと第5条第3項に、パブコメを実施する場合の閲覧あるいは資料配布場所が6つ書いてある。掲示と閲覧なので、置く場所がなければできないというのはあるが、不一致なのはどういう理由か。

(宮崎主任主事) まさに今磯崎委員がおっしゃった理由による。掲示に関しては、でき

る限りのところには掲示しようということ。

(磯崎委員) もう一点。第3条の対象となる事業、特に別途資料で修正追加したような中心市街地活性化事業とかツインシティとか、こういう都市計画決定を要するものは、都市計画法において町民の意見聴取手続きがあると思うが、それとの関係はどうなるのか。つまり、両方やるのか、都市計画決定にあわせて町民意見を聴取するものも、この規則にもとづいてやるのか、それともそういうものは除くのか。あるいは、一体的にこれにもとづくパブコメと都市計画法にもとづく意見聴取を一緒にやってしまうこともあるかもしれないが、法令の手続きとの関係を伺いたい。

(入澤課長) 法令手続きの関係からいうと、第4条第1項第7号で法令等でパブコメに準じた手続きが実施されるものは、基本的には適用除外としている。あえて事例として出したのは、中心市街地活性化事業の場合は、町施工の他に第三セクターや組合が施工するものがあって、これらが個々に実施されると都市計画事業の中で終わってしまうが、総合的な地域開発や地域興しをする場合、町民生活に著しく影響を及ぼす可能性のあるものということで取り上げた。

(磯崎委員) 第6号の土地区画整理事業は、多くの場合都市計画決定されると思うが、それは適用除外ということでもいいか。

(入澤課長) 当然、区画整理事業としての都市計画決定にもとづく手続きが行われるので、それは結構だが、北口地区の中心市街地活性化事業という第三セクターのまちづくり株式会社がやることだとか、そうやって分解してしまうと、その中にその他の事業が発生したときに全体的な関連を町民のみなさんに説明する場がない。全体的なまちづくり基本計画として住民のみなさに影響を及ぼすような内容がある場合には、パブコメにかけようということ。

(磯崎委員) そうすると、構想とか基本計画の段階でパブコメをやって、それぞれの都市計画事業の決定のときにまたあらためて、都市計画法による意見聴取をやるということでもいいか。

(入澤課長) そういうことになる。

(磯崎委員) 書いてあると、こういうものもやるんだなということになるので、整理をしておいたほうがいい。

(大庭委員) わかりやすく書いてあり、いいと思う。パブコメの実施状況をこの会議に報告して欲しいということも載っているなので、条文としてはいいと思う。昨年4月からの実施状況について、3月までに事務局から報告して欲しい。

(森澤会長) では、他になければ採決させていただきたい。

～異議なしの声～

※採決の結果、全員賛成で修正後の素案を承認



### 3 推進会議の付帯意見書の添付について

(森澤会長) 先に議題3の推進会議の付帯意見書の添付についてということで、資料番号4。今日までみなさんに協議いただき作成したこの規則の案を提出する際に、町の会議等を担当される方の作業が大変になってくるのはどう見ても明らかなので、それについて後ろ向きなお話しが庁議の中で出てくるのが予測される。これだけ真剣に、自治基本条例に則って本当に開かれた町政を進めて行くにはどうするかということで作り上げた案件なので、この付帯意見書を付けた中で町長に案を提出させていただきたいと考えている。推進会議としてこの文章でよいか、みなさんの意見をいただいて、この二つの案件を提出する際に付けて、町長へ出したいと思う。

【資料番号4について森澤会長が朗読】何かあれば挙手をもってお願いしたい。

(柳川委員) 確認だが、「町民主体」と書いてある部分と「住民主体」という部分とがある。使い分けている理由が何かあるのかどうか。

(森澤会長) 理由はない。「町民主体」のほうがいい。2箇所「住民主体」というのがあるので、それを「町民主体」に変えさせていただきたい。

(磯崎委員) 最後から2行目「原案どおりでの規則運用に向け」というのは、我々の不転の決意を示す感は出てくると思うが、原案どおりにやれと言うのも、町長に一切の裁量も認めないことになるので、「原案に則した」と、それから規則の運用だけでなく、規則の制定をまずしないといけないので、「原案に則した規則の制定と運用に向け」というぐらいの方がいいのではないかと思う。

(森澤会長) 他になければ採決をとらせていただきたい、よろしいか。



～特に異議なし～

※採決の結果、全員賛成で修正後の案を承認

### 2 会議公開、パブリックコメント手続に関する規則の制定スケジュール

(森澤会長) では、資料番号3。会議公開、パブリックコメント手続に関する規則の制定スケジュールについて説明をいただきたい。

(宮崎主任主事) 【資料番号3について説明】パターン1から3までであるが、それぞれにマイナスの面がある。パブコメを実施して制定していくというときに、大前提として、みなさんに審議していただいた内容なので、みなさんが任期のうちにハッキリした形の目途を付けたいと思っている。パターン1は、町としての案が確定していない段階で広報掲載の手続きをとることができないということで、広報による周知ができないということがマイナス面。パターン2は、広報による周知はできるが、パブコメでの意見に対して町の回答案を考えてこの会議にお諮りするといったときに、事前に資料を送付することができない。パターン3は、推進会議での案が固まらない段階で、庁議で並行して審議してはどうかと考えたが、並行審議自体が問題なのでよくないと判断して、庁議との並行審議になることがマイナス面だと整理している。できれば、パターン2が、周知もキチッとできて審議も経た中でお示し

	<p>できるかと思う。ただ、事前に資料を送付できないことが引っ掛かるが、流れとしては考え得る最短の流れだと想定して、提案するもの。</p> <p>(森澤会長) 前回の幹事会では、このパターン2で進めていいのではないかとということになった。ただ、これがそのままスムーズに経過していくかどうかは、案を出してみないとわからない。ご意見をいただいて、これでよければこのスケジューリングで進めていきたい。</p> <p>(大庭委員) 議会にはかける必要ないのか。ないのなら、パターン2でいいと思う。</p> <p>(森澤会長) 他になければ採決に移りたい。</p> <p>※採決の結果、全員賛成でパターン2を承認</p> <p><b>○その他について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 学習会について会長からの提案       <p>今回はワークショップを開催していない。会議の中でどうしたら町民の人たちが参加できるような姿勢を町が作れるのかを決めたので、それに伴って町の人たちはどうやったら参加できるかという仕組みも、考えていかないといけないと思う。それを考えるためのワークショップ開催でもあったと思う。本来ワークショップは、みなさんが普段学習した成果や研究したものを持ち寄って、そこでいろいろ意見を出し合いながら、一つのテーマにもとづいて何かを決めたり作り上げたりということだと思う。推進会議の開催とは別に、そういう学習会を開催させていただく中で、市民活動をどうやってサポートしていくか、そういったことも別の枠にさせていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。別の日に幹事会を開催して、細かいところまで煮詰めて案内させていただく。</p> </li> <li>・ワークショップの結果、成果はどういうものを求めているのか、方向付けをハッキリ。</li> <li>・自治基本条例の認知度を上げる必要がある。もっと自治基本条例のPRが必要。</li> <li>・町についてホームページを見て知る人は非常に少ない。町民全体へのお知らせを、ホームページばかりに頼るのはどうか。</li> <li>・ロコミによる情報伝達も大切。推進会議の委員として、それがコミュニケーションとなるまちづくりをする必要もある。</li> </ul>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寒川町審議会等の会議の公開に関する規則(素案)その2(資料番号1)</li> <li>○寒川町パブリックコメント手続に関する規則(素案)その2(資料番号2)</li> <li>○パブリックコメント手続に関する規則(素案)その2第3条の一部を修正する案について(別途資料)</li> <li>○会議公開、パブリックコメント手続に関する規則の制定スケジュール(資料番号3)</li> <li>○寒川町自治基本条例の推進に必要な規則(案)及び付帯意見書(案)(資料番号4)</li> </ul>
<p>議事録署名 委員の署名</p>	<p>木立 順一  森澤 正信 </p>